

注意：一宮西部小学校・御津南部小学校・小坂井東小学校・小坂井西小学校へ通学される方は、保護者会運営のクラブへ入所となります。7ページの各保護者会クラブに直接お問い合わせください。

令和6年度

(年度途中からの入所)

児童クラブ入所のご案内



●児童クラブは

就労などの理由により、昼間、自宅に保護者がいない児童などのために適切な生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

児童クラブの入所希望者が増加しているため、祖父母等の協力が得られる家庭につきましては、入所対象児童であっても入所申込みについてご配慮いただきますようご協力をお願いします。

令和6年度の年度途中(5月以降)からの入所申込みについて

受付締切	入所希望月の前月15日まで（申込みは随時受け付けています。） 例：6月から入所希望 → 5月15日までに申込み ※ 15日が閉庁日の場合は、前開庁日までとなります。 ※ 7月または8月からの入所を希望する場合は、夏休み申込み受付期間内にお申込みください。
受付日時	午前8時30分から午後5時15分まで ※ 土曜・日曜、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く
受付場所	子育て支援課(豊川市役所本庁舎1階)※郵送及びFAXでの受付はできません。

- ※ 公正な入所審査を行うため、申込み書類（3ページ **2 申込み方法** ①、②の書類）がすべて揃っていないと受け付けできませんのでご注意ください。
- ※ 申込み書類は、子育て支援課と各児童クラブで配布します。市ホームページからもダウンロードできます。受付締切にご注意の上、ご準備ください。
- ※ 入所承認書・入所待機通知書等は、**入所希望月の前月20日頃**に発送します。

●受入れできる人数を超える申込みがあった場合

入所審査の結果、入所をお待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

入所をお待ちいただく方には、入所待機通知書をお送りします。入所を希望する児童クラブで空きが出ましたら、お手紙でお知らせします。その場合、改めて最新の就労証明書等を提出していただく場合があります。

●夏休みのみ入所を希望する場合

夏休み申込み受付期間内（令和6年5月中旬以降を予定）に必ずお申込みください。

申込み受付期間等の詳細は、4月頃に市ホームページ等でお知らせします。

※通年利用の状況によりますが、各児童クラブ若干名の受入れとなる予定です。低学年の児童であっても入所できない場合があります。

※令和6年度中の冬休み及び春休みについては特別に申込み期間がありません。入所希望の方は、年度途中の入所申込み同様に、入所希望月の前月15日までに申し込みください。

1 入所要件

入所の対象となるのは、市内の小学校に在学中であり、就労などの理由で昼間自宅に保護者がいない児童などのうち、児童クラブでの集団生活に適応できると認められる児童です。

※ **一宮西部小学校・御津南部小学校・小坂井東小学校・小坂井西小学校**へ通学される方は、保護者会運営のクラブへ入所となります。

対象児童と同居または同一敷地内に住む**保護者全員**が以下の条件のいずれかに当てはまることが要件です。

(保護者とは、父・母・祖父母(70歳未満)です。)

祖父母の誕生日が昭和30年4月1日以前→証明書等の添付書類「不要」

祖父母の誕生日が昭和30年4月2日以降→証明書等の添付書類「必要」

※ 祖父母については、別世帯であっても同一敷地内の場合は、同居とみなします。

※ 夏休みのみ入所を希望する場合は要件が異なりますので子育て支援課へお問い合わせください。

【保護者条件一覧】

ア：常勤者・パート等	土・日を除く週3日以上かつ午後3時以降までの就労をしている。
イ：自営業	土・日を除く週3日以上かつ午後3時以降までの就労をしている。
ウ：農林漁業従事	自家消費程度でなく、出荷し収入を得ている程度である。 土・日を除く週3日以上かつ午後3時以降までの就労をしている。
エ：就職内定	土・日を除く週3日以上かつ午後3時以降まで就労する予定である。ただし、入所開始日に就労を開始していない場合は、入所の承認が取り消しとなる。 ※休職中と求職中は該当しない。 また、利用開始日は就労予定日からとなる。 (例：4月10日から就労予定の場合、利用開始日は4月10日。)
オ：疾病	入院している、あるいは居宅内において療養中で保育が困難である。
カ：障がい・要介護	身体障害者手帳(1～4級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、あるいは要介護認定(要介護5～1)を受けていて、保育が困難である。
キ：看護・介護	病気や心身に障がいのある親族を常時看護・介護している。
ク：就学	土・日を除き週3日以上学校に通学し、終了時間が午後3時以降である。
ケ：出産(予定)	産前8週間・産後8週間 ※育児休暇中は、該当しない。



2 申込み方法 市役所子育て支援課へ、①、②の書類をすべて揃えた上で、ご申請ください。

※ 必要書類は、子育て支援課と各児童クラブにあります。(市ホームページからもダウンロードできます。)

① 「児童クラブ入所申込書」(申込み児童1人につき1部必要)

※ 児童に心身等の障がいがある場合は、必ずその旨を入所申込書に記載してください。また、障害者手帳もしくは医療機関等の専門機関が発行した障がいの状況が分かる証明書類の添付を求める場合があります。

② 「就労証明書等」 ※申込み事由によって、下表のとおり提出書類が異なります。

児童と同居または同一敷地内に住む保護者(父・母・70歳未満の祖父母)全員分が必要です。

(「就労証明書等」は、兄弟姉妹同時申し込みの場合、児童名を連名で明記した上で、1世帯1部ずつのご提出でも、お申込みいただけます。)

【事由別証明書一覧】

申込み理由	就労証明書等
ア：常勤・パート等	<p>●就労証明書</p> <p>※ 証明欄は必ず事業主(部署や店舗の責任者等でも可)が記入してください。</p> <p>※ 勤務形態が不規則またはシフト勤務により、就労証明書で勤務日や勤務時間を証明しがたい場合は、直近2か月程度の勤務実績表等の写しを追加でお願いする場合があります。</p>
イ：自営業 (個人事業主・会社経営)	<p>●自営業・農林漁業従事申出書(就労の実態、耕作物、耕作面積等を記入する。)</p> <p>※ 提出された書類により自営業(個人事業主・会社経営・農林漁業従事等)であることが確認しがたい場合は追加で書類の提出をお願いする場合があります。</p>
ウ：農林漁業従事	
エ：就職内定	<p>●就労予定証明書</p> <p>※ 証明欄は必ず事業主(部署や店舗の責任者等でも可)が記入してください。</p> <p>※ 就労後再度「就労証明書」の提出が必要です。</p>
オ：疾病	<p>●保護者状況申告書(保護者の状況を自ら記入する。)</p> <p>◎入院の場合：医療機関が発行した入院証明書、診断書等の写し(入院期間の記載があるもの)</p> <p>◎居宅内療養の場合：医療機関等の専門機関が発行した指示書、証明書、診断書等の写し(病状・療養期間・療養内容等の記載があり、保育が困難な状況が確認できるもの)</p>
カ：障がい・要介護	<p>●保護者状況申告書(保護者の状況を自ら記入する。)</p> <p>◎身体障害者手帳(1～4級)、療育手帳(A～C)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、介護保険被保険者証(要介護5～1)、医療機関が発行した障がい等の状況が分かる証明書類の写し</p>
キ：看護・介護	<p>●保護者状況申告書(保護者の状況を自ら記入する。)</p> <p>◎介護保険被保険者証(介護度の記載があるもの)または専門機関が発行した証明書・診断書(看護・介護対象者の病状や看護・介護指示等の記載があるもの)等の写し</p>
ク：就学	<p>●保護者状況申告書(保護者の状況を自ら記入する。)</p> <p>◎在学証明書、学生証等の写し(在学期間の記載があるもの)</p> <p>◎カリキュラム表等の写し(受講時間帯の記載があるもの)</p>
ケ：出産(予定)	<p>●保護者状況申告書(保護者の状況を自ら記入する。)</p> <p>◎母子健康手帳または診断書等の写し(出産予定日の分かるもの)</p>

【注意】

※ ●印の証明書は原則、原本をご提出ください。(各種証明書類は3か月以内に取得したものを提出)

※ 提出書類で就労等の実態が確認できない場合は、会社に勤務実態を調査する場合があります。

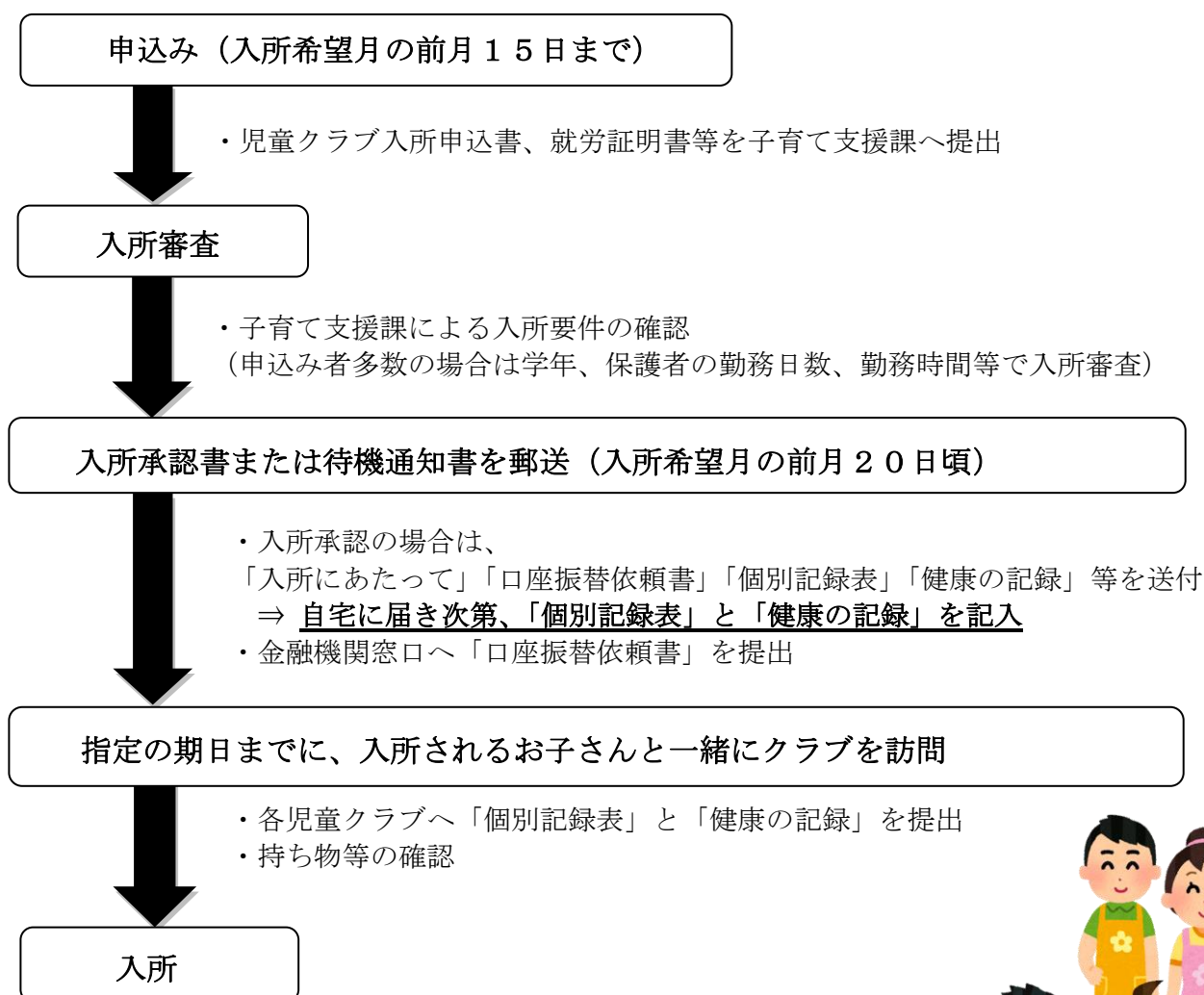
偽造などの不正があった場合は無効とします。(文書の偽造は罪となる場合があります。)

※ 公正な入所審査を行うため、必要書類がすべて揃っていないと受け付けできませんのでご注意ください。

3 入所審査

- (1) 申込み状況等によってすべての方の受入れができず、入所をお待ちいただく場合があります。児童クラブの選考指数表に基づき、学年、保護者の勤務日数、勤務時間等で入所審査を行い指数の高い方から入所となります。
- (2) 入所をお待ちいただく方には、入所待機通知書をお送りします。入所を希望する児童クラブで空きが出ましたら、お手紙でお知らせします。その場合、改めて最新の就労証明書等を提出していただく場合があります。
- (3) 同一小学校区において2か所以上の児童クラブを開設している場合は、市が利用クラブを決定します。申込者数等によって年度ごとに利用クラブを決定させていただきますのでご了承ください。
- (4) 提出された書類の内容について、審査に影響を及ぼす虚偽が判明した場合、入所を不承認とします。また、入所後であっても、虚偽が判明した場合は入所の承認を取り消すことがあります。
- (5) 入所審査にあたり必要があると判断した場合、児童が現在や過去に在籍した保育園、幼稚園、学校、療育機関等の関係機関から、児童の状況を伺うことがあります。
- (6) 児童クラブの負担金の未納がある場合は、入所承認ができませんのでご注意ください。

4 申込みから入所までの流れ



児童クラブの開設時間、負担金、送迎等について

1. 開設時間

区分	開所時間	閉所時間
通常日および短縮授業日	授業終了後	午後6時 ただし、必要な方は午後7時まで延長利用できます (延長利用料金月額1,000円が別途必要です。詳細は6ページの 5. 延長利用 をご確認ください)。
国民の祝日及びその振替休日（4月及び5月の祝日を除く。） 夏休み、冬休み、春休みの期間 学校行事による代休日などの学校休業日	午前8時	

2. 休所日

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 4月及び5月の祝日、お盆（8月13日から15日まで）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) その他、市長が必要と認めた日（暴風警報等の発令時、災害時、感染症による休校等）

3. 負担金 **※月の途中で、入所・退所があっても、日割りはせず同額です。**

		1人目	2人目	3人目以降
通常月（7月、8月以外）		7,500円	5,500円	3,000円
7月	7月1日～31日の利用の場合	7,500円	5,500円	3,000円
	7月1日～20日の利用の場合	4,500円	3,500円	2,000円
	7月21日～31日の利用の場合	4,000円	3,000円	2,000円
8月		13,000円	9,500円	5,000円

- ※ きょうだいで入所している場合、最年少の児童から1人目、2人目、3人目以降とします。
- ※ 延長利用をする場合は、上記に月額1,000円が上乗せとなります。
- ※ 生活保護受給世帯、又は入所児童と同一住所に居住する父・母及び祖父母（年齢制限なし）全員の前年度市町村民税が非課税となるひとり親家庭については児童1人につき月額1,000円（8月のみ月額2,000円）となります。
- ※ 母子・父子家庭等手当受給状況により、ひとり親家庭の確認を行います。
（令和5年1月1日に豊川市に住所がない場合は、非課税を証明できる書類を提出していただく場合があります。）

4. 負担金納入方法

- 納入方法：口座振替でお支払いいただきます。
- 振替日：利用月の月末に引き落としになります。ただし、12月分は12月28日です。
- ※ 月末が金融機関休業日の場合は、翌営業日（12月分は、1月4日以降の金融機関営業日）となります。
- ※ **入所承認・延長利用が承認となった月は、利用の有無に関わらず、負担金を納付していただきます。**

5. 延長利用

就労等の理由により、保護者全員が午後6時までにお迎えに来られない児童については、午後7時まで延長利用を申請できます。延長利用が必要な方は、児童クラブ入所申込書の延長利用申込み欄に必要事項をご記入ください。

●延長利用の必須要件

- (1) 就労または疾病等の理由により、保護者全員が午後6時以降の保育が困難であること。
- (2) 児童クラブ終了時間の午後7時までに必ず保護者等によるお迎えができること。

●延長利用負担金

延長利用をお申込みされた場合、通常の負担金に利用児童1人につき月額1,000円が追加が必要です。

●留意事項

- (1) 延長利用の登録をしているすべての児童が午後6時より前に降所した場合など、延長利用時間帯の途中で児童クラブを閉所することがあります。
- (2) 午後7時時点でお迎えがない場合、延長利用をお断りする場合があります。

延長利用の申込みがなく、午後6時を超えての利用が1回でも確認された場合（天災など突発的な事由を除く）は、その場で延長利用の登録を行っていただき、当月分の延長利用負担金（月額1,000円）をお支払いいただくこととなりますのでご了承ください！！

6. 送迎

●平日小学校の授業終了後に直接登所する場合を除き、児童クラブの登所・降所は保護者による送迎が原則です。

※ 保護者が送迎できないときは、事前に児童クラブに連絡をした上で代理の方が送迎して下さい。

●長期休暇等の学校休業日は、午前8時に開所しますので午前8時以降に送ってきてください。（支援員と対面での引渡しをお願いします。）

●必ず午後6時（延長利用の方は午後7時）までにお迎えをお願いします。

●勤務等終了後速やかにお迎えに来てください。

※きょうだいでご利用の場合、お迎えはきょうだい一緒にしていただくようお願いします。

7. 退所・延長利用の中止

●退所する場合は、退所希望月の前月末までに「退所届出書」を子育て支援課又は各児童クラブへ提出してください。（例：9月から利用しない→8月末までに「退所届出書」を提出）

●延長利用のみ中止する場合は、延長利用中止希望月の前月末までに「児童クラブ延長利用中止届出書」を子育て支援課又は各児童クラブへ提出してください。

※退所・延長利用中止の手続きをされていないと、負担金を納めていただくこととなりますので、退所・延長利用中止が決まり次第、すみやかに届出書を提出してください。

8. 傷害保険

●活動中の不測の傷害等に対応するため、各ご家庭で必ず傷害保険への加入をお願いします。

※保険内容は、傷害保険だけでなくガラスの破損など対物を含む損害賠償も保険対象になっていることが望ましいです。児童による物損等は、児童クラブの支援員等に過失がない限り児童の保護者に弁償していただきます。

9. 豊川市の児童クラブ

●公設クラブ

	児童クラブ名	設置場所		児童クラブ名	設置場所
1	豊川第1児童クラブ	豊川小学校内	2 1	国府第1児童クラブ	西部地域福祉センター内
2	豊川第2児童クラブ	豊川小学校内	2 2	国府第2児童クラブ	西部地域福祉センター内
3	東部第1児童クラブ	東部小学校内	2 3	国府第3児童クラブ	西部地域福祉センター内
4	東部第2児童クラブ	東部小学校内	2 4	国府第4児童クラブ	西部地域福祉センター内
5	桜木第1児童クラブ	さくらぎ児童館内	2 5	桜町第1児童クラブ	桜町小学校内
6	桜木第2児童クラブ	桜木小学校内	2 6	桜町第2児童クラブ	桜町小学校内
7	三蔵子第1児童クラブ	さんぞうご児童館内	2 7	御油第1児童クラブ	ごゆ児童館内
8	三蔵子第2児童クラブ	ほんのふれあいホール	2 8	御油第2児童クラブ	新丁区集会所内
9	三蔵子第3児童クラブ	ほんのふれあいホール	2 9	天王児童クラブ	天王小学校内
1 0	千両児童クラブ	千両小学校内	3 0	代田第1児童クラブ	代田小学校内
1 1	牛久保第1児童クラブ	うしくぼ児童館内	3 1	代田第2児童クラブ	代田小学校内
1 2	牛久保第2児童クラブ	牛久保小学校内	3 2	代田第3児童クラブ	代田小学校内
1 3	中部第1児童クラブ	中部小学校敷地内	3 3	金屋児童クラブ	金屋小学校内
1 4	中部第2児童クラブ	中部小学校隣地	3 4	豊第1児童クラブ	豊小学校内
1 5	中部第3児童クラブ	中部小学校隣地	3 5	豊第2児童クラブ	豊小学校内
1 6	八南第1児童クラブ	はちなん児童館内	3 6	一宮東部児童クラブ	一宮東部小学校内
1 7	八南第2児童クラブ	はちなん児童館内	3 7	一宮南部児童クラブ	一宮南部小学校内
1 8	八南第3児童クラブ	八南小学校内	3 8	萩児童クラブ	萩小学校内
1 9	平尾第1児童クラブ	平尾小学校内	3 9	長沢児童クラブ	長沢小学校内
2 0	平尾第2児童クラブ	平尾町公民館内	4 0	赤坂児童クラブ	赤坂小学校内
			4 1	御津北部児童クラブ	ひろいし児童館内

※ クラブは増設される場合があります。

※ 各小学校へのお問い合わせはご遠慮ください。

●保護者会運営クラブ

※ 以下の小学校へ通学される方は、保護者会運営のクラブへ入所となります。該当する児童クラブへお問い合わせの上、直接各保護者会クラブへお申込みください。

	クラブ名 (小学校区)	設置場所	電話番号
1	もちの木児童クラブ (一宮西部小)	一宮西部小学校内専用室	0533-93-7436
2	第2もちの木児童クラブ (一宮西部小)	一宮西部小学校内専用室	0533-56-7797
3	すきっぷクラブ第1 (御津南部小)	御津南部小学校内専用室	0533-75-2286
4	すきっぷクラブ第2 (御津南部小)	御津南部小学校内専用室	080-5579-0675
5	学童保育小坂井フレンドクラブ (小坂井東小)	小坂井東保育園北側専用室	090-5799-1873
6	学童保育小坂井フラップクラブあお (小坂井東小)	小坂井東小学校内専用室	080-8040-8655
7	学童保育小坂井フラップクラブにじ (小坂井東小)	小坂井東小学校内専用室	0533-72-5022 070-4451-8711
8	学童保育小坂井キッズクラブ (小坂井西小)	南山グラウンド内専用室	0533-72-6387
9	学童保育さくらくらぶ (小坂井西小)	小坂井中央公園東側専用室	0533-56-8938
1 0	学童保育つばめくらぶ (小坂井西小)	南山グラウンド西側専用室	0533-95-5440

10. 注意事項

- 児童またはその保護者が、次のいずれかに該当するとき、入所不承認または退所となる場合があります。
 - (1) 入所要件に該当しないとき。
 - (2) 平日小学校の授業終了後に、児童クラブへ登所することができないとき。
 - (3) 伝染病に罹患した、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (4) 他の児童または支援員に危害を加えた、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 著しい自傷行為があるとき。
 - (6) 支援員の指導に著しく従わないとき。
 - (7) 保護者が児童クラブ負担金を支払わないとき。
 - (8) その他、児童クラブの管理運営上支障があると認められるとき。
- 離職や家庭状況変更等により、入所要件に該当しなくなったときは退所となります。
- 児童クラブの入退所について、保護者から小学校へ連絡してください。
- 児童クラブの出欠について、保護者から児童クラブへ連絡してください。(授業終了後に小学校から直接登所する日の児童クラブの出欠については、必ず小学校にも連絡してください。)
- 児童クラブで設けている学習の時間は、児童自らができる範囲で学習する時間です。学習支援は行いませんので、宿題の確認についてはご家庭で行ってください。
- 児童クラブは、保護者が就労等により児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育を行うものです。仕事のない日は児童クラブをお休みして、ご家族で過ごす日としてください。
- 児童クラブでの集団生活を安全に楽しく送るため、ルールを守り支援員の指導に従うこと等児童クラブでの過ごし方について、ご家庭でもお話ししていただきますようご協力お願いします。

※ 本書記載の内容については、今後変更となることがあります。

令和6年度 児童クラブ入所のご案内 (年度途中からの入所)
令和6年3月発行版

お問い合わせ先 豊川市子ども健康部子育て支援課子育て支援係
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地 TEL: 0533-95-0250 (直通)
HP: <http://www.city.toyokawa.lg.jp/kosodate/shochugakko/jidoclub.html>